

提案方法

(1) 事前相談

募集期間に関わらず、相談はいつでも受け付けています。ぜひお気軽にお問い合わせください！

提案書類を提出する前に、必ず事前相談をしてください。

希望日の2日前（土日祝日除く）までに、電話又はメールで市民協働推進課までお申し込みください。なるべく希望に合わせた日時で調整いたします。



- ✓ 制度に関する説明や、提案内容についての意見交換・アドバイスを、サポート団体・市民協働推進課が行います
- ✓ アイデアだけでもお気軽にご相談ください（資料等を用意いただく必要はありません）
- ✓ オンラインでの相談も可能です

(2) 提案書類の作成

事業提案には以下の書類の提出が必要です。

作成については、サポート団体とともにサポートいたしますので、お気軽にご相談ください。

- ①事業提案書（第1号様式）
- ②事業収支予算書（第2号様式）
- ③提案する団体に関する次の書類
・ 構成員の名簿
・ 活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレットなど）
- ④市税納付状況確認同意書（第3号様式）
- ⑤誓約書（第4号様式）



- ✓ 様式は仙台市HPからダウンロードできます（表紙面に2次元コードを掲載しています）
<https://www.city.sendai.jp/jigyosuishin/wakamono/wakamonoteiantop.html>

(3) 提案書類の提出

必要な書類を揃えて市民協働推進課まで提出してください。

(4) プレゼンテーション（審査会）

提案のあった翌月にプレゼンテーションによる審査を行います。（日程は随時ご案内いたします）

審査項目・審査基準は次のとおりです。

審査項目	審査基準
ニーズの把握	・ 若者自らの課題意識・当事者意識によるものか ・ 地域や社会のニーズをとらえているものか
アイデア・先進性	・ 若者の視点・アイデアを生かした独創性や先進性のある取り組み内容となっているか
協働の要素	・ 市と協働で実施する必要があるか ・ 若者が主体的に取り組む内容であるか ・ 他団体や行政、市民などとの連携が生まれる仕組みになっているか
事業効果	・ 目的に対する効果が期待できる取り組みになっているか
実現性・計画性	・ 具体的かつ実現可能な内容であるか ・ 経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか
持続性・発展性	・ 事業終了後も、継続して取り組む姿勢や体制づくりがなされているか

ユースチャレンジ！ コラボプロジェクト

（若者版・市民協働事業提案制度）

令和5年度事業 募集要項 ＜第2期＞

仙台市では、若い世代の皆さんのまちづくりへの参加を推進するために、令和3年度より「ユースチャレンジ！コラボプロジェクト（若者版・市民協働事業提案制度）」を実施しています。

この制度は、若者団体※1から身近なまちづくりに取り組む事業の提案を募集し、審査のうえ採択された事業について、仙台市が**負担金（最大30万円）**を交付するとともに、若者団体と**協働で取り組む**制度です。若者団体の事業の実施にあたっては、**サポート団体※2**が必要なサポートを行います。

募集期間に関わらず、相談はいつでも受け付けています！

- ※1 構成員が18歳～30歳代の団体。詳しくは「提案することができる団体」をご確認ください。
- ※2 市が選定するまちづくりや市民活動に関するノウハウ等を有する団体。

募集期間 ＜第2期＞

令和5年6月1日～6月30日

※予算の範囲内で**2件程度**の採択を予定しています。

※制度概要・様式のダウンロードはこちら！



※令和4年度事業の様子はこちら！



※仙台市協働ナビ「できるよ！仙台」はこちら！



ご相談・お問い合わせ



仙台市市民局 市民協働推進課 <平日9:00～17:00>
(仙台市青葉区二日町1-23 アーバンネット勾当台ビル2階)
TEL: 022-214-8002 E-mail: sim004100@city.sendai.jp

提案することができる団体

次の要件をすべて満たす団体が提案できます。

- ① **市内に活動拠点**を有する又は**市内を活動地域**としていること
- ② **3名以上**の構成員で組織されていること
- ③ 構成員が**18歳から30歳代まで**の者であること
- ④ 今後の活動計画があること
- ⑤ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- ⑥ 特定非営利活動法人の場合は、事業報告書等の未提出がないこと
- ⑦ 仙台市において市税の滞納がないこと
- ⑧ 暴力団と関係していないこと
- ⑨ その他市長が不適切と認める団体ではないこと

対象となる事業

次の要件をすべて満たし、提案団体と仙台市が協働で実施することができるもの（協働事業 ※³）が対象となります。

- ① **提案団体と市が協働で実施する必要性**があり、公益的、社会貢献的なもの
- ② 社会や地域の課題解決や、魅力の向上に取り組むもの
- ③ 多様な主体と連携・協働しながら、**若者自身が主体的に取り組むもの**

※上記であっても、営利を目的としたもの、仙台市の他の制度の補助を受けているもの、その他市長が不適切と認めるもの等は対象となりません。



- ✓ 事業期間は、令和5年7月下旬以降（審査結果通知後）から令和6年3月末日までの期間です
- ✓ 翌年度1年間に限り、事業の継続が可能です（審査あり）
- ✓ 1団体が提案・実施できる事業は1年度につき1事業です

※3 本制度での協働事業とは？

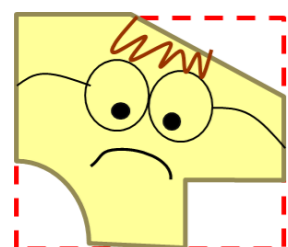
提案団体と仙台市が、課題や目的を共有して、地域の課題の解決や魅力の向上のために役割分担のうえ協力して取り組む事業です。

まちをもっと良くするために、チャレンジしてみたいことがある。でも、自分たちだけではできなそう…

仙台市と考えが合致して、一緒にやりたいと思うかもしれない。まずは相談してみよう！

地域の課題解決につながるいいアイデアですね。サポート団体にもアドバイスをもらいながら、一緒に取り組める計画にしましょう！

＜協働前＞

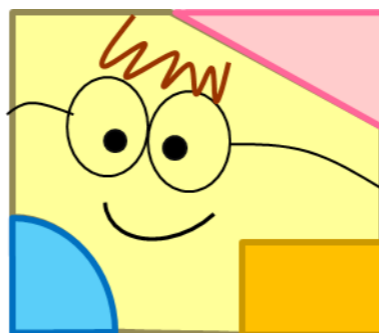


提案団体が
できること

サポート団体が
できること

仙台市が
できること

＜協働後＞



協働事業の実施について

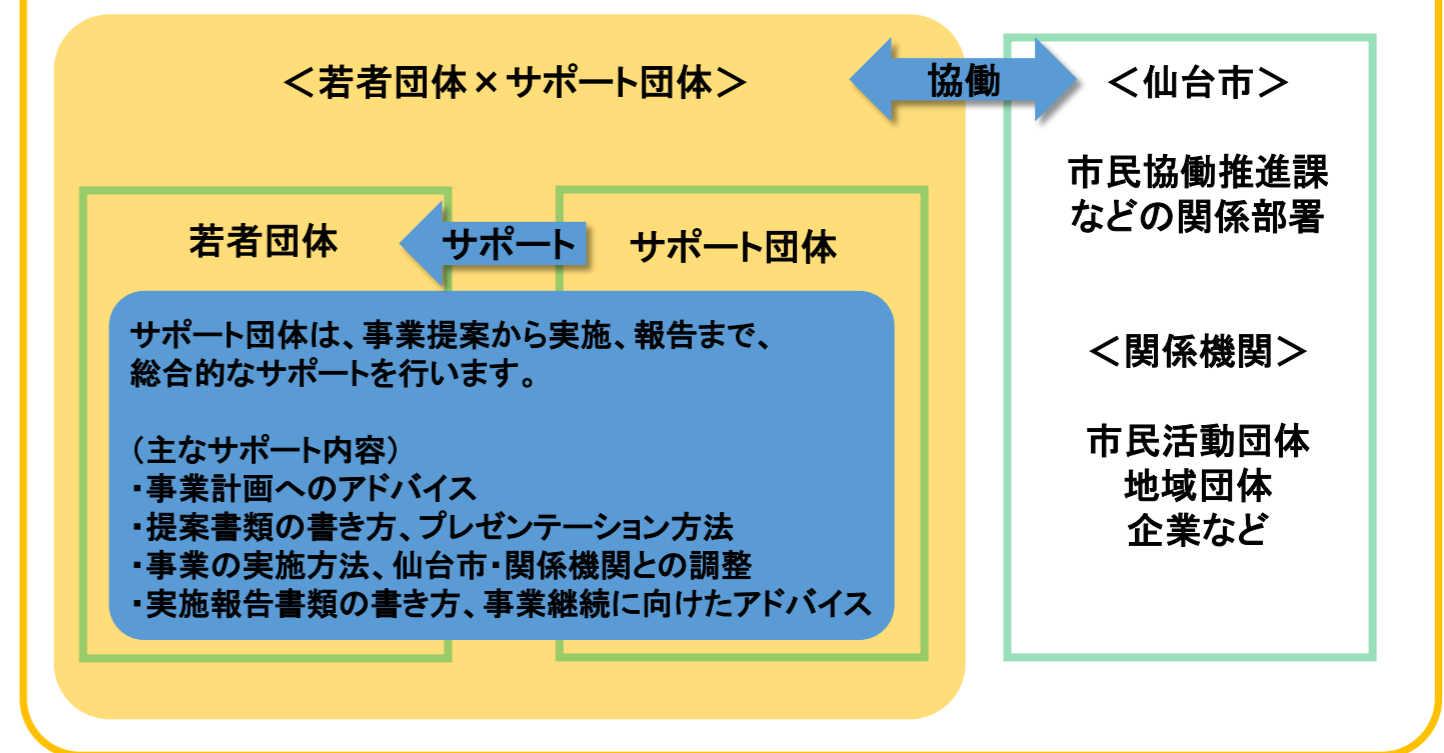
- ・ サポート団体のサポートを受けながら、市関係部署や関係機関と協働します
- ・ **1事業あたり30万円を限度に、仙台市が負担金を交付します**

※負担金は事業の実施に直接要する費用に対して使うことができます。

（例：イベントを実施する場合は、会場費や出演者への謝礼、各種消耗品など）

※団体の運営のために支出する費用や団体内部の打ち合わせに係る飲食費などについては負担金を使うことができません。詳しくはご相談ください。

■事業実施体制のイメージ図



採択予定件数・スケジュール

- ・ 予算の範囲内で**2件程度**の採択を予定しています
- ・ 提案書類等提出の締め切り、スケジュールは次のとおりです

事業提案書等提出締め切り(必着)	審査会	事業期間開始	事業期間終了	事業実施報告書等提出締め切り
令和5年6月末	令和5年7月中 (審査会後1週間程度で審査結果通知)	令和5年7月下旬以降 (審査結果通知後)	令和6年3月末日まで	事業終了後7日以内 または 令和6年3月末日 (いずれかの早い日まで)

※提出書類の様式、その他詳細については仙台市HPをご確認ください。

※事業実施報告書等の提出に加えて、成果発表の機会を設ける場合がありますので、ご協力をお願いします。

※内容やスケジュール等については変更になる場合があります。